

東大和市交通安全計画（案）の概要

パブリックコメント資料
計画期間：令和8年度～令和12年度（5年間）

1 市内の交通事故の状況

- 令和7年の交通事故発生件数は284件で、令和6年から30件増加しています。令和3年と比べると33件減少しています。
- 令和7年は死者2人、負傷者309人となっています。
- 人口10万人当たり事故件数及び市街化区域1km²当たり事故件数は、いずれも多摩26市中2番目に高くなっています。

市道で発生

61.6%
175件/284件

自転車乗車中の死傷者

44.7%
139人/311人

高齢者の死傷者

24.8%
77人/311人

※令和7年の全死傷者数は311人（死者2人、負傷者309人）です。

直近3年間の交通事故

	令和5年	令和6年	令和7年
発生件数	262	254	284
死者数	1	0	2
負傷者数	298	287	309

※本資料に掲載する警視庁の交通事故統計は、人が死亡又は負傷した交通人身事故を対象としており、物損事故は含みません。

※人口10万人当たり事故件数は、市内で発生した事故件数を市人口で除し、10万人当たりに換算したもので、事故当事者の居住地を示すものではありません。

2 計画の概要

① 位置付け・計画期間

交通安全対策基本法に基づき、市内の交通安全対策を総合的・計画的に推進するために策定します。第12次東京都交通安全計画に基づき、その内容との整合を図り、計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

② 計画の目標

人命尊重の理念のもと、交通事故による死傷者をゼロに近づけ、究極的には交通事故のない安全で安心な都市の実現を目指します。

③ 事故実態を踏まえた4つの重点課題

1 市道における交通安全対策の推進
市民生活に身近な市道・生活道路の安全確保

2 交差点及び交差点付近における交通安全対策の推進
事故が発生しやすい交差点・その周辺の安全確保

3 自転車利用者に対する交通安全対策の推進
交通ルールの遵守と安全意識の向上

4 高齢者に対する交通安全対策の推進
歩行中や自転車利用中の高齢者の事故防止

① 市道における交通安全対策の推進

令和7年は、交通事故284件のうち

175件（61.6%）が市道で発生。

主な取組

- 中央線又は車両通行帯のない生活道路等における法定速度30km/hへの引下げの周知、ゾーン30等の維持管理、必要に応じたゾーン30プラスの検討
- 通学路等の合同点検と、点検結果に基づく安全対策
- 区画線、道路照明、防護柵、道路反射鏡等の整備・維持管理
- 道路損傷の補修、街路樹の適正管理、不法占用物への対応

② 交差点及び交差点付近における交通安全対策の推進

交差点・交差点付近では多様な事故が発生。

特に信号機のない交差点・その周辺の安全確保が重要。

主な取組

- 事故統計、地域からの意見、活用可能な走行データなどを参考に危険箇所を把握
- 現地確認に基づき、路面標示、区画線、道路反射鏡、交差点改良等を検討
- 信号機、交通規制、横断歩道等については、警察署と連携し、必要に応じて要望

③ 自転車利用者に対する交通安全対策の推進

令和7年の自転車乗車中の死傷者は139人で、

全死傷者311人の44.7%。

主な取組

- 信号機の表示に従うこと、一時停止標識がある場所での一時停止、減速・安全確認など、基本的な交通ルールの周知
- 自転車の交通反則通告制度（青切符）の周知
- 自転車用ヘルメットの着用促進及び自転車損害賠償保険等への加入促進
- 学校等における自転車交通安全教育
- 道路事情に応じた自転車通行空間の整備

④ 高齢者に対する交通安全対策の推進

令和7年の高齢者の死傷者は77人で、

全死傷者311人の24.8%。

主な取組

- 歩行中・自転車利用中の安全確認等に関する交通安全教育
- 歩道、生活道路、交通安全施設等の整備
- 反射材の活用推進や横断歩行者の安全確保に関する啓発
- 運転免許証自主返納制度及び自主返納支援事業の周知

その他の主な取組

子どもの交通安全

幼児・児童・生徒の発達段階に応じた交通安全教育、通学路等の安全確保

新しい交通ルール等への対応

特定小型原動機付自転車等の安全利用、外国人への交通ルール・マナーの周知

被害者支援・災害時の交通安全

交通事故相談、緊急通行車両等の交通路の確保